資料１

令和５年度における実地指導等について

令和６年度

岐阜市福祉部指導監査課

■内容

Ⅰ　指導及び監査について

Ⅱ　令和５年度の指導状況について

Ⅲ　行政処分（指定取消等）のあった事業所数の推移等

Ⅳ　今後の実地指導について

Ⅰ　指導及び監査について

指導とは？

■方針

□自立支援給付対象サービス等の取扱いの確認
□自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項の確認

■形態

□集団指導　⇒【講習方式で実施します。】
□実地指導　⇒【面談方式で実施します。】

■指導の目的

□「サービスの質の確保」「自立支援給付の適正化」を図ることが目的です。

Ⅰ　指導及び監査について

監査とは？

■目的

□サービス提供や自立支援給付に係る費用の請求の不正や著しい不当の疑いが発生した時に、事実関係を把握し、「公正」かつ「適切」な措置を実施します。

■監査のきっかけ

□要確認情報（通報、苦情、相談等）

□実地指導で確認した情報

■監査方法は？

□報告、帳簿書類の提出・提示命令

□出頭要請

□ 職員による関係者への質問

□実地検査（事業所等での設備・帳簿書類その他の物件の検査）

Ⅰ　指導及び監査について

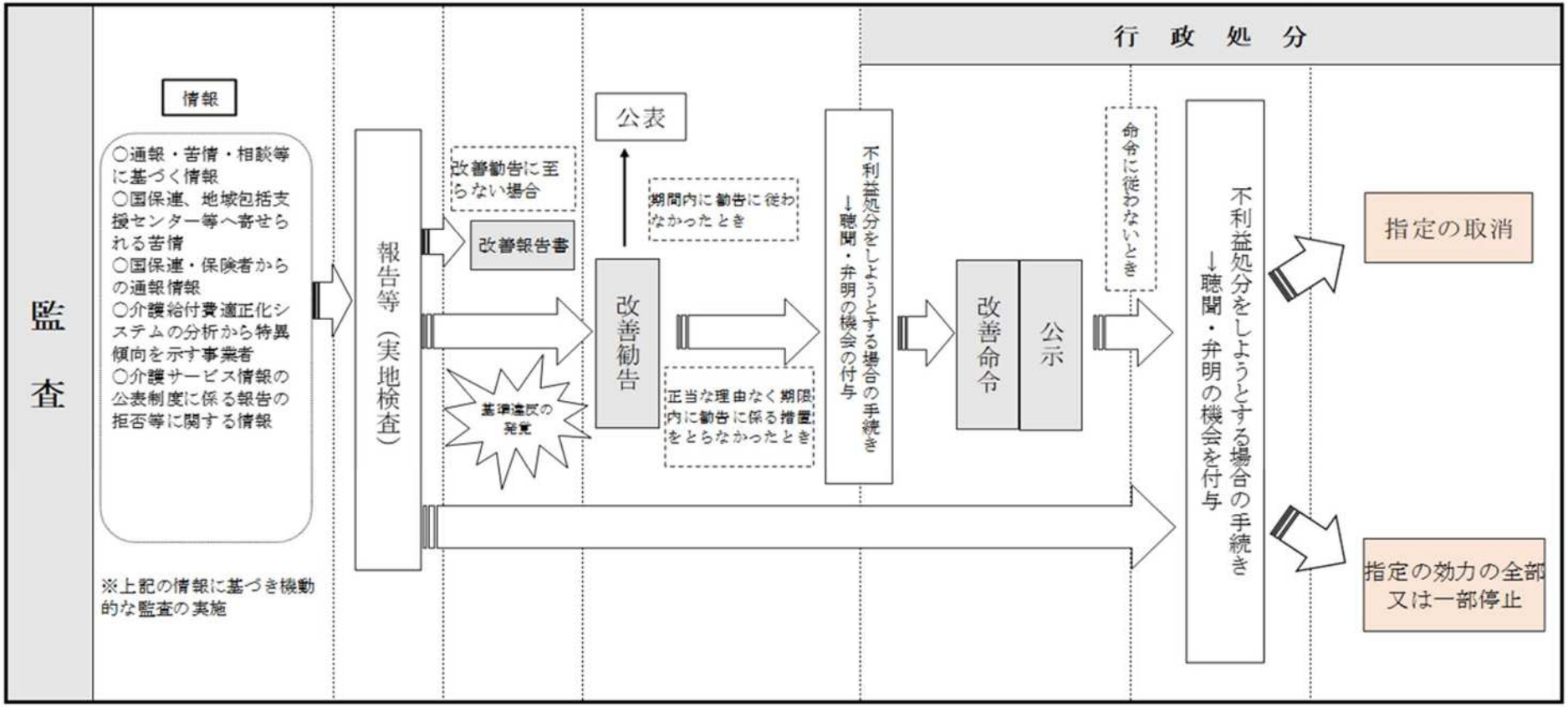

※特に悪質と認められる不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討します。

Ⅱ　令和５年度の実地指導状況について

■実地指導実施件数　【障害福祉サービス事業】

事業名	件数	事業名	件数
居宅介護	１７	就労定着支援	3
重度訪問介護	１３	短期入所	１２
同行援護	7	共同生活援助	２０
行動援護	3	障害者支援施設	2
療養介護	1	入所支援	2
生活介護	１６	一般相談支援	1
自立訓練	1	特定相談支援	１０
就労移行支援	4	障害児相談支援	6
就労継続支援（A型）	１８		
就労継続支援（B型）	２５	合計	１６１

Ⅱ　令和５年度の実地指導状況について

■実地指導実施件数　【地域生活支援事業】

事業名	件数	事業名	件数
移動支援	8	訪問入浴サービス	1
地域活動支援センター	1	日中一時支援	7
		合計	１７

■実地指導実施件数　【障害児通所支援事業】

事業名	件数	事業名	件数
児童発達支援（センター）	2	児童発達支援（ｾﾝﾀｰ外）	２４
医療型児童発達支援	2	放課後等デイサービス	５７
居宅訪問型児童発達支援	0	保育所等訪問支援	4
		合計	８９

Ⅱ　令和５年度の実地指導状況について

主な指摘事項

（障害福祉サービス事業、障害者支援施設及び地域生活支援事業）

①各種加算に係る必要書類等が不十分

　⇒処遇改善加算、欠席時対応加算等、加算の算定根拠となる記録が不十分

→福祉・介護職員処遇改善加算や欠席時対応加算等の各種加算を算定している場合、算定要件を満たしているかを確認する必要があるため、要件を満たしていることが確認できる記録を残す。

Ⅱ　令和５年度の実地指導状況について

主な指摘事項

（障害福祉サービス事業、障害者支援施設及び地域生活支援事業）

②運営規程、重要事項説明書、契約書の記載内容が不備

⇒運営規程と重要事項説明書の内容に齟齬がある、従業員の員数の相違等。

→実態に即した内容であるか確認する。

→運営規程と、重要事項説明書・利用契約書に不整合がないか確認する。

Ⅱ　令和５年度の実地指導状況について

主な指摘事項

（障害福祉サービス事業、障害者支援施設及び地域生活支援事業）

③個別支援計画の作成に係る不備

　⇒計画の原案が作成されていない、担当者会議の記録等が不十分。

→基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、個別支援計画未作成減算事由となる。

Ⅱ　令和５年度の実地指導状況について

主な指摘事項

（障害福祉サービス事業、障害者支援施設及び地域生活支援事業）

④防災対策が不十分

⇒避難確保計画に基づく避難訓練の未実施、避難訓練実施後の岐阜市への報告が未実施。

→平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に所在する「要配慮者利用施設」の所有者または管理者は避難確保計画の作成、訓練の実施及び報告が義務化された。

避難確保計画の提出先→**障がい福祉課**

訓練実施結果報告書提出先→**都市防災政策課**

Ⅲ　行政処分（指定取消等）のあった事業所数の推移等

1　指定障害福祉サービス事業者等の行政処分（取消・効力停止）のあった事業所数の推移【平成２９年度～令和３年度】

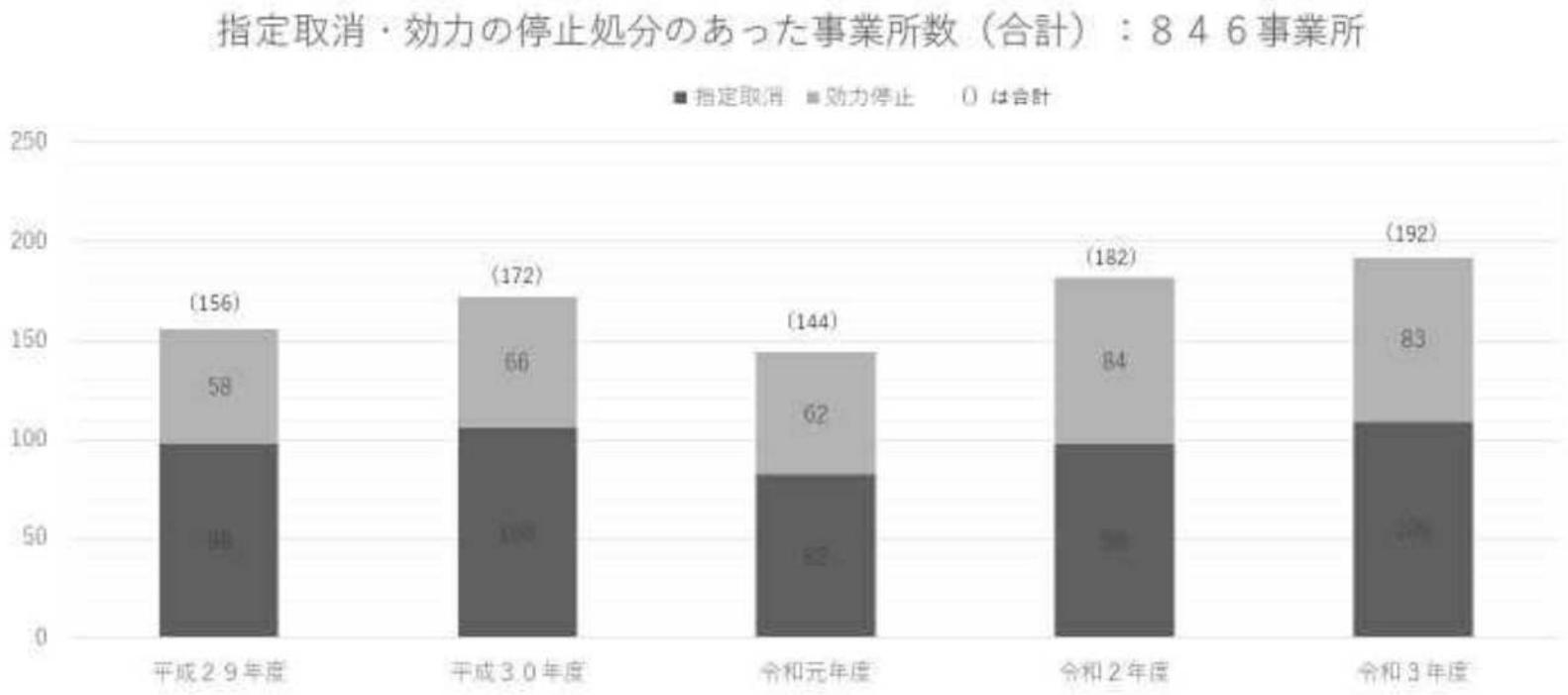

2　指定取消・効力の停止処分のあった事業所内訳【法人種類別】（令和３年度）

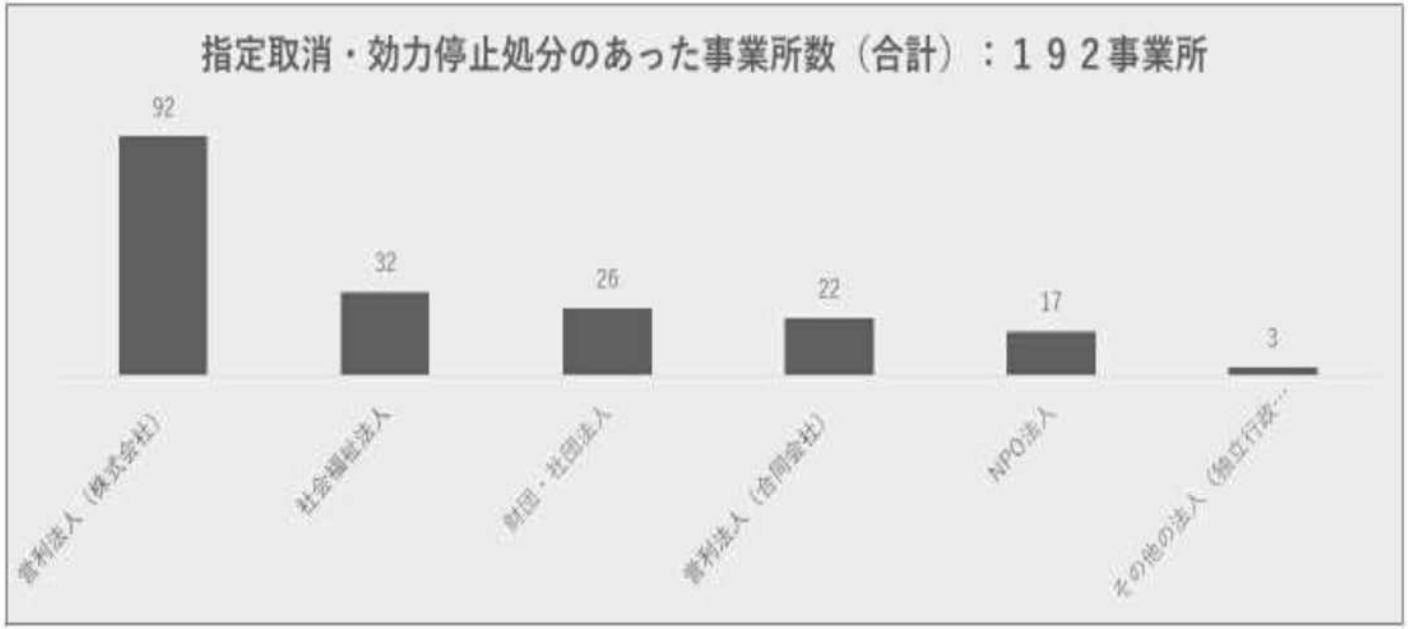

3　指定取消・効力の停止処分のあった事業所数【サービス別】（令和３年度）

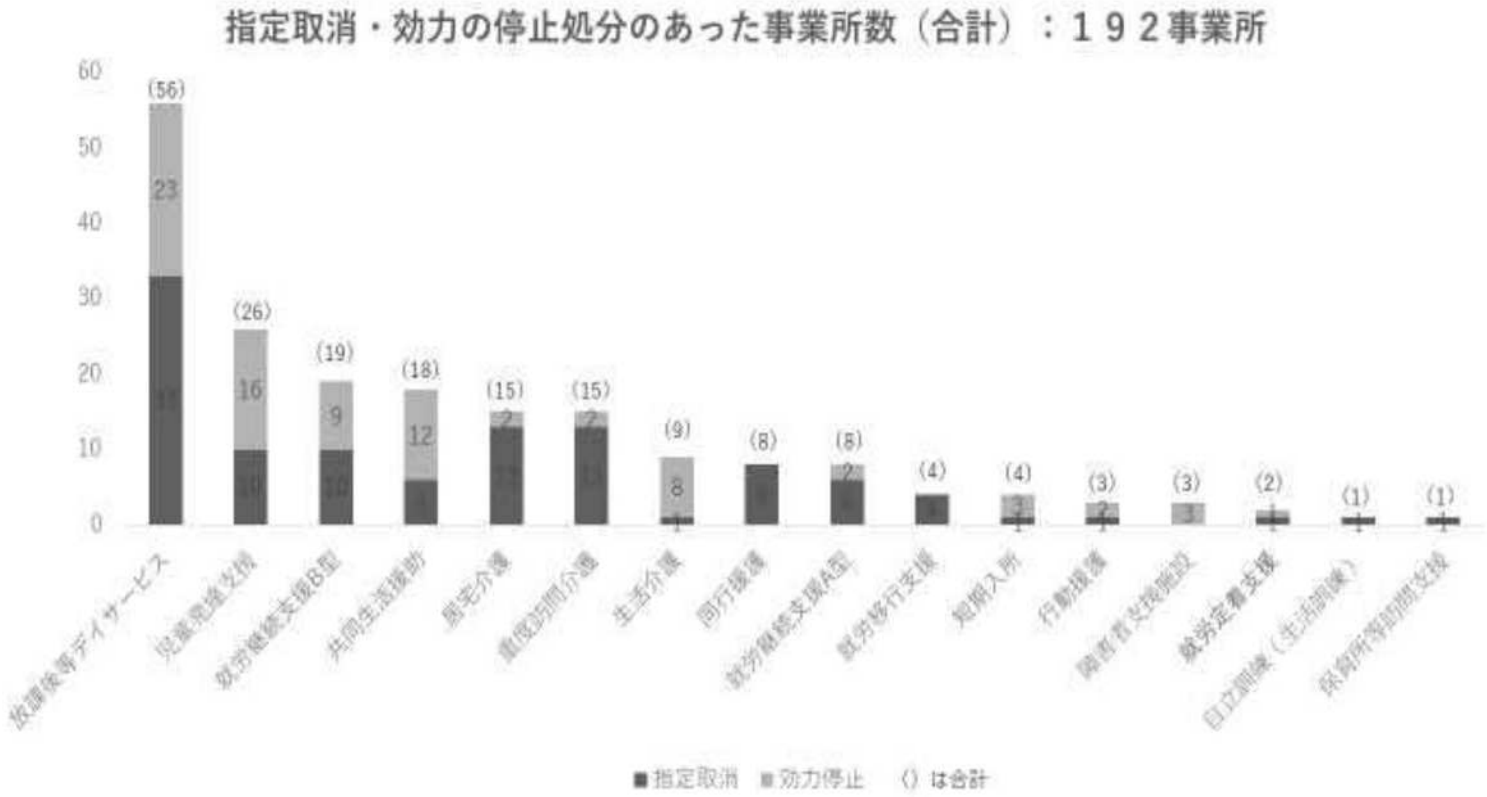

（注）行政処分がなかったサービスについては、記載していない。

4　主な指定取消事由（令和３年度）

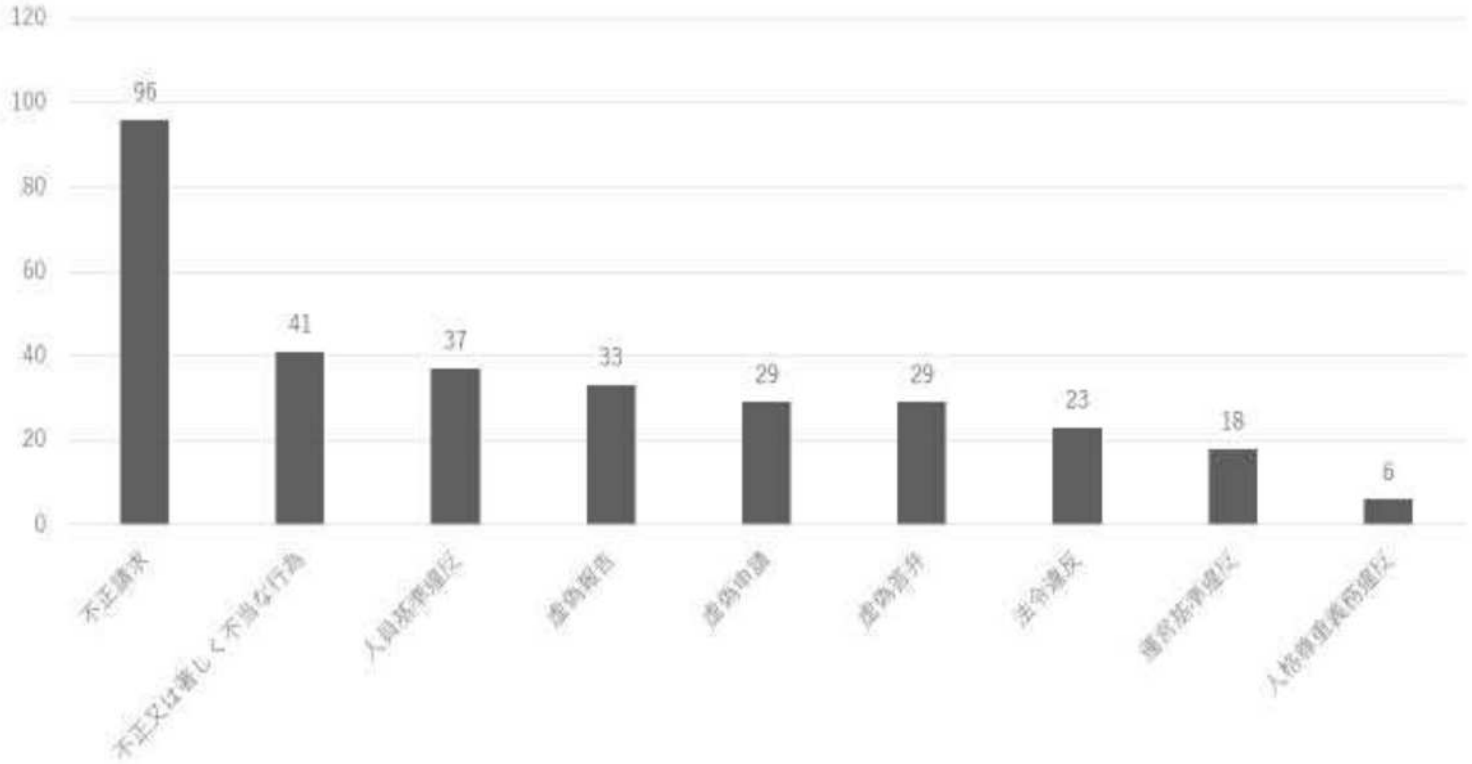

（注）複数の指定取消事由が該当する事業所があるため、指定取消件数と各指定取消事由の合計は一致しない。

Ⅳ　今後の実地指導について

■今後の実地指導の実施について

実地指導対象事業所、施設へは指導日の１か月前には通知しますので、通知が届きましたら、事前提出資料の提出をお願いします。

また、事業所、施設での滞在時間をなるべく短くしたいと考えています。

通知に同封の当日準備資料の事前準備にご協力お願いいたします。

Ⅳ　今後の実地指導について

■実地指導　重点事項

【障害福祉サービス事業、障害者支援施設及び地域生活支援事業】

（※ただし、事業によって必要な事項のみ）

1　報酬請求等は適正に行われているか。請求の根拠となる書類は保管されているか。

2　運営規程、重要事項説明書及び契約書において、説明すべき内容に不備がないか。

3　個別支援計画の作成に係るプロセスに不備はないか。

4　避難確保計画に基づく避難訓練の実施等、防災対策の充実及び推進に取り組まれているか。

5　虐待の防止及び身体拘束等の適正化の推進のための措置が講じられているか。

6　業務継続計画の策定及び計画に従い必要な措置が講じられているか。

Ⅳ　今後の実地指導について

食材料費

ご清聴ありがとうございました